

働き方改革セミナー

4月から「同一労働・同一賃金」が中小企業も対象になります

「働き方改革」は、働く方々が個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を自分で「選択」できるようにするための改革です。

人手不足感が強い中小企業・小規模事業者においては、生産性向上に加え、「働き方改革」による魅力ある職場づくりが重要です。改革の柱となるのは、「長時間労働の是正」と「同一労働・同一賃金」。

いよいよ令和3年4月1日から、中小企業にも「同一労働・同一賃金」の適用が始まります。パート等の方から待遇・処遇の差について説明を求められた場合には説明責任が発生するため、現在の職務内容や手当等を確認し、待遇差が合理的か否かを早急に検討する必要があります。

まだ対応が済んでいない事業所の方にはこの機会の受講をお勧めします。

講師



コージ労務経営事務所
社会保険労務士 渡辺 康志 氏

日時 3月25日(木) 午後2時～4時

会場 コラッセふくしま 5階 研修室AB

受講料 会員 1名 1,000円 ※令和2年度無料受講券使用可
非会員 1名 3,000円 (テキスト代含む)

申込先 公益社団法人福島法人会

福島市三河南町1-20(コラッセふくしま7F) TEL 536-1291

FAX 525-2311

定員
20名

申込みはお早めに

働き方改革セミナー 申込書

(会社業種:)

会社名		電話	
住所		FAX	
参加者	役職	参加者	役職
無料受講券____名分を使用します		参加者____名分____円分を____月____日銀行に振り込みます 当日____名分____円持参します	

●既納受講料の返却はいたしません ●お申し込みの方に改めて通知しませんので、時間厳守のうえご参加ください
※個人情報の取り扱いについては、当会の事業活動以外の目的で利用することはありません

働き方改革セミナー

4月から「同一労働・同一賃金」が中小企業も対象になります

講座内容

- ◆有給休暇時期指定義務
- ◆同一労働・同一賃金
- ◆残業時間の上限規制

講師紹介

1952年3月10日、福島市にて出生
(3・10は、旧陸軍記念日、東京大空襲の日)
第3小学校、第3中学校、学法福島を経て、
山形大学工学部を6年かけ卒業後、会社勤務
1999年12月8日退職願提出(真珠湾攻撃の日)
2000年2月29日退職(400年ぶりの閏年)
同年10月社労士開業

【振込口座】東邦銀行 本店
普通 23634
公益社団法人福島法人会
(振込手数料はご負担ください)

- *当日は、マスクの着用をお願いいたします。
- *会場への入場時、検温のご協力をお願いいたします。
- *体調不良の方、2週間以内の渡航歴または感染が流行している地域へ往来歴がある方は、参加をお控えください。
- *お車でお越しの方は、近隣駐車場をご利用の上駐車料金はご負担ください。